

生徒心得

1. 校内生活

(1) 登校・下校

- ア. 通学には規定の服装をし、生徒手帳（身分証明書）を携帯する。
- イ. 始業時刻 8:35（但し、10分ほどの余裕をもって登校すること）
- ウ. 始業時刻より終業時刻までの間に外出の必要があるときは、所定の外出許可証を携帯する。

授業時間配当表

S T	8:35 ~ 8:45
1 時限	8:45 ~ 9:50
2 時限	10:00 ~ 11:05
3 時限	11:15 ~ 12:20
昼食	12:20 ~ 13:00
4 時限	13:00 ~ 14:05
5 時限	14:15 ~ 15:20
下校時刻	17:00

部活動の活動時間

時 期	活動時間	最終下校時刻
3月～10月	18:00 まで	18:30
11月～2月	17:30 まで	18:00

(2) 欠席・休学・復学・転学・退学等

- ア. 遅刻、早退、欠席、忌引の時は、必ず担任または学校に連絡をする。
- イ. 次の場合は出席すべき日数から除外される。従って欠席とはならない。
 - ① 忌引…次の日数を原則とする。
 - 父母…7日以内
 - 祖父母・兄弟姉妹…3日以内
 - 曾祖父母・叔伯父母・その他同居家族…1日
 - 父母の法要…1日
 - (遠隔地の場合は、往復も含む)
 - ② 感染症その他の理由により出校を停止されたとき。
 - ③ 学校が認めた入学試験・就職試験を受けるとき。
 - ④ 学校が認めた対外試合、その他公的な行事に参加するとき。
 - ⑤ その他学校が正当と認めたとき。
- ウ. 高等学校においては各教科、科目に単位制をとっているため、授業時間の出欠は理由のいかんを問わず、出席していないものは欠席となる。
- エ. 休学・復学・転学・退学
 - 愛知県高等学校学則第9条、第11条の規定により所定の願を提出する。

(3) その他

- ア. スマートフォン等の情報機器類の使用については、先生の指示があった場合のみ認める。
- イ. ものをなくしたり、拾ったりしたときは生徒指導部に届け出る。
- ウ. 進んで明るく清潔な環境とするように心がけ、清掃美化に努める。
- エ. 公共の施設・設備を大切にする。校舎・校具・窓ガラス等を破損したときは担任・部顧問に申し出る。

2. 校外生活

(1) 外出

- ア. 夜間外出はつとめて慎む（夜 11 時以降の深夜徘徊は禁止）
- イ. 無断外出・無断外泊はしない。
- ウ. 高校生にふさわしくない、また、法律等で未成年者の入場を禁止している各種娯楽場・飲食店への出入りはしない。
- エ. 交通法規、交通道徳をよく守り自他の安全に努める。事故・被害等にあったときは直ちに学校に届け出る。

(2) 旅行（海外も含む）

- ア. 旅行等については、安全を第一とし、事前に綿密な計画をたてて実施する。
- イ. 海外に旅行するときは、所定の様式で届け出る。
- ウ. 適切な指導者の同行しない登山や危険を伴う旅行は原則として認めない。
- エ. 宿泊を伴う旅行には必ず保護者、またはそれに準ずる人の同行を必要とする。
- オ. 片道 100km 以上の旅行には旅行目的によって所定の手続きにより学生割引証の交付を受けることができる。学生割引証は正しく使用する。

(3) その他

- ア. 校外で本校の名前によって活動したり、それらに参加するときは必ず届け出て許可を得る。
- イ. アルバイトについては、家計を助けるための経済的理由等やむを得ない事情がある場合、担任及び生徒指導部に相談する。

3. 服装

(1) 制服

- ア. 1 年生
着用規定
 - ・本校指定の Y シャツ、ブラウス、ポロシャツ、ブレザー、ズボン、スカート、ネクタイ、リボンを着用する。
 - ・ブレザーを着用する場合は、原則として本校指定のネクタイ、リボンを着用する。
- イ. 2, 3 年生
 - (ア) 冬服（詰め襟）
黒の詰め襟の標準学生服とし、左襟に学校章をつけ、校章入りボタンを用いる。
 - (イ) 冬服（セーラー型）
黒または濃紺の標準セーラー型とし、胸当てをつけ襟に白線 3 本を入れ、黒または紺のネクタイひもで結ぶ。学校章は左襟につける。スカート丈は膝にかかる程度とする。
 - (ウ) 夏服・合服・白の長袖
白のカッターシャツを着用し、ズボンは冬服に準じたものを用いる。セーラー型は、白地で冬服に準じた型のものを用い、胸当てはつける。襟は紺地に白の 3 本線を入れる。スカートは冬に準じたものを用いる。フロッキー（アイロンシール式）の学校章は左胸のポケットの上部厚手部分中央に張り付ける。

(2) 靴および靴下

- ア. 運動靴または黒もしくは濃い茶色の革靴を標準とする。
- イ. 上履きは学年指定のスリッパを用いる。
- ウ. 靴下は正装にふさわしいものとする。

(3) 防寒着（登下校時）

- ア. 無地のオーバーコートまたはハーフコートとする。
色、デザイン、生地は正装にふさわしいものとする。
- イ. ウインドブレーカー・パーカーの着用について
色、デザイン、生地は正装にふさわしいものとする。
- ウ. カーディガンの着用について（セーラー型のみ）
色：制服と同色（濃紺または黒）
柄：無地
形：袖口、裾がしまり、着丈、袖丈が長すぎないもの
(注) カーディガンの校内での着用については別途指示する。

(4) その他

- ア. 病気、その他の理由で規定以外の服装をしなければならないときは、異装願（生徒手帳の諸届欄を使用）を担任に提出して許可を得る。
- イ. パーマネント、カール、染色・脱色、ピアス、マニキュア、化粧をすることや装飾品を身につけることは認めない。
- ウ. 学校章を必要とする場合は、生徒指導部で販売する。

4. 交通安全

交通ルールを守り、事故等を防ぐよう心掛ける。

(1) 自転車通学については次のきまりに従う。

- ア. 自転車通学許可者は必ず任意の自転車保険に加入し、許可証（ステッカー）をつけておく。
- イ. 自転車は所定の置場に整頓しておく。
- ウ. 雨天の場合は合羽を着用する。

(2) 自転車通学者はヘルメットを着用することが望ましい。（努力義務）

(3) 運転免許取得について

- ア. 在学中は原則として取得しない。但し、3年の卒業式以降の自動車学校への入校を認める。
- イ. やむを得ない理由で取得を希望する者は、担任を通じて生徒指導部に相談する。

(4) 原動機をついた車両による通学は認めない。

5. 生徒心得の見直しの手続き

- (1) 生徒会は、生徒心得の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、生徒心得の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、生徒心得の変更が必要と判断したときは、生徒、保護者、教員等から意見を聴取し、校務委員会や職員会議でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や、校務委員会、職員会議での議論、本校のスクールポリシー等を踏まえ、生徒心得の変更について決定する。